

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月四日

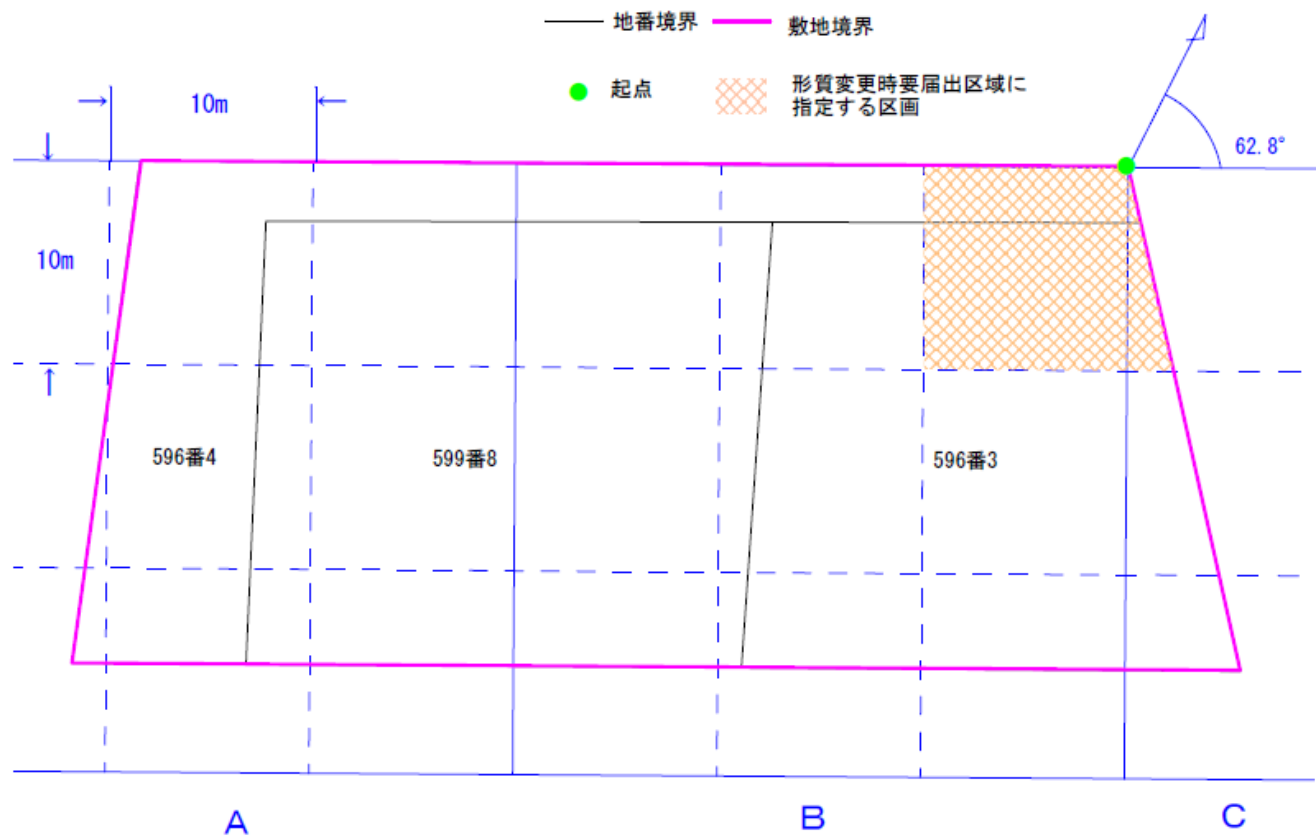
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県狭山市広瀬台二丁目五百九十六番三の一部及び五百九十六番四の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物

別図



【起点】

起点は、埼玉県狭山市広瀬台二丁目 596 番 4 の最北端とする。

【格子の回転角度】

62 度 08 分